

COPY

許可番号 00329146787

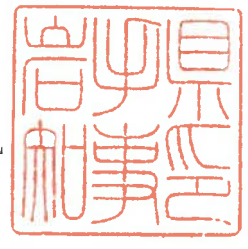
### 産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割48番地34

氏名 いわて県北クリーン株式会社 代表取締役 生藤 勇  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 4年10月14日

許可の有効年月日 令和 6年 1月 6日

#### 1. 事業の範囲

##### (1) 中間処理 (圧縮処理)

取扱う産業廃棄物

- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・繊維くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず(これらのうち廃石膏ボードを除く。)

以下余白

##### (2) 中間処理 (焼却処理)

取扱う産業廃棄物 (自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・動物系固形不要物
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず
- ・動物のふん尿

以下余白

##### (3) 中間処理 (破砕処理)

取扱う産業廃棄物 (自動車等破砕物であるものを除く。)

- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず

(以下、裏面記載)

COPY

- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず
- ・がれき類

以下余白

(4) 中間処理 (溶融処理)

取扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- ・汚泥
- ・廃プラスチック類

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設

- ア 設置場所 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57
- イ 設置年月日 令和4年2月15日
- ウ 処理能力 廃プラスチック類 36t/日 (4.5t/時間)  
紙くず 30.4t/日 (3.8t/時間)  
繊維くず 12t/日 (1.5t/時間)  
ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)  
及び陶磁器くず (これらのうち廃石膏ボードを除く。) 102.4t/日 (12.8t/時間)
- エ 設置許可年月日 — (設置許可対象外施設)
- オ 設置許可番号 — (設置許可対象外施設)

(2) 焼却施設

- ア 設置場所 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57
- イ 設置年月日 平成20年12月19日
- ウ 処理能力 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)  
及び陶磁器くず (これらのうち自動車等破砕物を除く。)、動物のふん尿 87.9t/日 (3.663t/時間)
- エ 設置許可年月日 平成20年12月18日
- オ 設置許可番号 第208003-14号
- カ 保管施設 別表のとおり

(3) 破砕施設 I

- ア 設置場所 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57
- イ 設置年月日 平成30年12月25日
- ウ 処理能力 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。) 173.44t/日 (21.68t/時間)  
木くず 272.56t/日 (34.07t/時間)  
がれき類 495.52t/日 (61.94t/時間)  
ゴムくず 257.68t/日 (32.21t/時間)  
ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)  
及び陶磁器くず (これらのうち自動車等破砕物を除く。) 594.64t/日 (74.33t/時間)  
紙くず 84.24t/日 (10.53t/時間)  
繊維くず 59.44t/日 (7.43t/時間)  
金属くず (自動車等破砕物を除く。) 559.92t/日 (69.99t/時間)
- エ 設置許可年月日 平成30年12月12日
- オ 設置許可番号 第218007-11号

(4) 破砕施設 II

(以下、2枚目記載)



ア 設置場所 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57

イ 設置年月日

ウ 処理能力 廃プラスチック類 242.1t/日 (30.3t/時間)  
 木くず 380.5t/日 (47.6t/時間)  
 がれき類 1023.9t/日 (128t/時間)  
 ゴムくず 359.7t/日 (45t/時間)  
 ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず 691.8t/日 (86.5t/時間)  
 紙くず 207.5t/日 (25.9t/時間)  
 繊維くず 83t/日 (10.4t/時間)  
 金属くず 781.8t/日 (97.7t/時間)

エ 設置許可年月日 令和2年9月3日

オ 設置許可番号 第120007-4号

(5) 溶融施設

ア 設置場所 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57

イ 設置年月日 平成20年12月19日

ウ 処理能力 汚泥、廃プラスチック類 13.13t/日 (0.547t/時間)

エ 設置許可年月日 平成19年3月29日

オ 設置許可番号 第106003-21号

以下余白

3. 許可の条件  
以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年 1月 7日 当初許可

平成21年 2月 25日 変更届出書受理  
 (1) 本店所在地を岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目5番12から変更したこと。  
 (2) 代表者を脇本又村から変更したこと。

平成22年 7月 21日 変更届出書受理 (処分後の保管施設を変更したこと。)

平成23年 1月 5日 変更届出書受理 (代表者を池田克彦から変更したこと。)

平成24年 2月 22日 変更届出書受理  
 (1) 焼却施設の処理能力を変更したこと。  
 (2) 処分後の保管施設を変更したこと。

平成25年 9月 6日 変更届出書受理 (処分後の保管施設を変更したこと。)

平成26年 1月 7日 更新許可

平成26年 2月 28日 変更届出書受理 (処分後の保管施設を変更したこと。)

平成26年 3月 12日 変更届出書受理 (処分後の保管施設を変更したこと。)

平成26年 3月 12日 変更届出書受理 (処分後の保管施設を変更したこと。)

平成26年11月11日 事業範囲の変更許可 (事業の範囲に廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類の中間処理 (破碎処理) を追加したこと。

平成26年12月26日 変更届出書受理 (処分のための保管施設を変更したこと。)

平成27年 5月 28日 事業範囲の変更許可 (事業の範囲に燃え殻、動物のふん尿の中間処理 (焼却処理) を追加したこと。

平成27年 6月 10日 変更届出書受理 (破碎施設Ⅱを追加したこと。)

平成27年 7月 6日 変更届出書受理 (代表者を松島義治から変更したこと。)

平成29年 2月 2日 変更届出書受理 (廃棄物ヤードの保管容量及び保管設備における比重の見直しに伴う保管重量の変更。)

平成29年 4月 7日 変更届出書受理 (破碎施設Ⅰを廃止したこと。)

平成29年 7月 21日 変更届出書受理 (保管施設の概要を変更したこと。)

平成29年11月16日 変更届出書受理 (保管施設の概要を変更したこと。)

平成31年 1月 7日 更新許可

平成31年 2月 6日 変更届出書受理 (破碎施設の設置位置の変更に伴い、設置許可番号

COPY

- を  
変更したこと。)
- 令和 2年 2月 26日 事業範囲の変更許可  
(1) 中間処理(焼却処理)の金属くずについて、「廃プラスチック類、木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずと一体となり分別できないものに限る。」とする限定を解除したこと。  
(2) 中間処理(焼却処理)のガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずについて、「医療系廃棄物に限る。」とする限定を解除したこと。
- 令和 2年 7月 22日 変更届出書受理(代表者を松本榮市から変更したこと。)
- 令和 2年 10月 27日 変更届出書受理(破碎施設Ⅲを追加したこと。)
- 令和 4年 5月 13日 事業範囲の変更許可(事業の範囲に廃プラスチック類の中間処理(圧縮処理)を追加したこと。)
- 令和 4年 10月 14日 事業範囲の変更許可(事業の範囲に紙くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。)の中間処理(圧縮処理)を追加したこと。)

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有  
以下余白



COPY

別表（保管施設の概要）

1 焼却施設及び溶融施設に関するもの

所在地 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57

区 分		保管 高さ (m)	保管 面積 (㎡)	保管 体積 (m <sup>3</sup> )	保管 重量 (t)	備 考	
処分のための保管	廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず	—	90	1344.0	1989.12	屋内保管 破砕処理のための保管場所と兼ねる※ <sup>1</sup>	
	繊維くず、汚泥	—	63	315	346.50	屋内保管	
	木くず、紙くず、繊維くず	—	73.5	367.5	202.13	屋内保管	
	燃え殻、汚泥、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿	—	31.5	157.5	179.55	屋内保管※ <sup>2</sup>	
	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	—	31.5	157.5	173.25	屋内保管	
	廃プラスチック類、動植物性残さ、動物系固形不要物、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	—	28	140	140.00	屋内保管	
	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	—	18	6	2.10	屋内保管 破砕処理のための保管場所と兼ねる※ <sup>1</sup>	
	廃プラスチック類、木くず、繊維くず	4.5	476.1	1723.4	947.88	屋内保管	
	廃油	—	4.23	15	13.50	15 m <sup>3</sup> タンク内保管	
	廃酸	—	4.2	10	12.50	10 m <sup>3</sup> タンク内保管	
	廃アルカリ	—	10.66	30	33.90	15 m <sup>3</sup> タンク内保管、2基	
処分後の保管	燃え殻	粗大物ヤード	粗大物コンテナ	—	13.5	21.6	屋内保管※ <sup>3</sup>
			1 m <sup>3</sup> コンテナ	—	1	1	
			ダンブ	—	4.7	1.4	
			直置き	—	24	20	
	主灰ストックヤード	—	35	60.5	—	屋内保管	
	製砂スラグヤード兼主灰ストックヤード2※ <sup>4</sup>	—	35	60.5	—	屋外保管	

（以下、裏面記載）





区 分		保管 高さ (m)	保管 面積 (m <sup>2</sup> )	保管 体積 (m <sup>3</sup> )	保管 重量 (t)	備 考	
処分後の保管	スラグ	スラグヤード	—	20.6	20.6	—	屋内保管
		製砂スラグヤード兼 主灰ストックヤード 2※4	—	35	60.5	—	屋内保管
	ばいじん	ダストストックヤード	—	36.5	63	—	屋内保管
		ダスト棟内	—	1	1	—	屋内保管、1 m <sup>3</sup> コンテナ使用
		ボイラ灰コンベヤ出口	—	1	1	—	屋内保管、1 m <sup>3</sup> コンテナ使用

- ※ 1 破砕処理の対象となる廃棄物との同時保管は行わない。
- ※ 2 特別管理産業廃棄物である燃え殻との同時保管は行わない。
- ※ 3 粗大物ヤードにおいて各種保管容器を用いて（又は直置き）保管する場合について、それぞれの場合における最大値。
- ※ 4 焼却炉・溶融炉の稼働状況に応じて使用し、燃え殻とスラグの同時保管は行わない。

2 破砕施設に関するもの

所在地 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57

区 分		保管 高さ (m)	保管 面積 (m <sup>2</sup> )	保管 体積 (m <sup>3</sup> )	保管 重量 (t)	備 考
処分のための保管	廃棄物ヤード	3.0	270	524	775.52	屋内保管、バラ積又はコンテナ使用又はフレコン使用 焼却処理のための保管場所と兼ねる
	プラヤード	2.0	18	28	41.44	屋内保管、バラ積又はコンテナ使用又はフレコン使用 焼却処理のための保管場所と兼ねる
処分後の保管	破砕物ヤード	3.0	96	214	—	屋内保管、バラ積又はコンテナ使用又はフレコン使用 焼却処理のための前破砕処理後の一時保管場所と兼ねる
	破砕物ヤード2	3.0	60	110	—	屋内保管、バラ積又はコンテナ使用又はフレコン使用 焼却処理のための前破砕処理後の一時保管場所と兼ねる

- ※ 1 各ヤードにおいては、廃棄物の種類ごとにバラ積又はコンテナ保管又はフレコン保管を行い、混合保管は行わない。
- ※ 2 焼却処理の対象となる廃棄物との同時保管は行わない。
- ※ 3 各種廃棄物の保管容器を用いた（又は直置き）保管について、それぞれの場合における最大値。

## 3 圧縮施設に関するもの

所在地 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57

COPY

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m <sup>2</sup> )	保管体積 (m <sup>3</sup> )	保管重量 (t)	備 考
処分のための保管	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず（(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず（これらのうち廃石膏ボードを除く。）	1.5	80.0	60.0	60.0	建屋内保管 圧縮ヤード
処分後の保管	紙くず、繊維くず	3.0	18.0	36.0	16.2	屋内保管 プラヤード 焼却処理及び 破碎処理のため の保管場所 と兼ねる
	廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず（(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず（これらのうち廃石膏ボードを除く。）	3.0	224.0	599.0	599.0	屋外保管 圧縮保管ヤード

以下余白